

グリーンボンド / グリーンボンド・プログラム 外部レビューフォーム

セクション 1. 基本情報

発行体名:	三井住友信託銀行
グリーンボンド又はフレームワークの名称:	信託受益権 00012747
外部レビュー者名:	株式会社 日本格付研究所
本フォーム記入日:	2018年9月28日
レビュー公表日:	2018年9月28日

セクション 2. レビューの概要

レビュー対象

本レビューでは、以下の要素について審査し、グリーンボンド原則との適合性を確認した。:

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 資金使途 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの評価と選定プロセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 資金管理 | <input checked="" type="checkbox"/> レポーティング |

ROLE(S) OF Independent External REVIEW PROVIDER

- | | |
|------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> セカンドオピニオン | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input type="checkbox"/> 検証 | <input checked="" type="checkbox"/> スコアリング/格付け |
| <input type="checkbox"/> その他: | |

注: 複数のレビュー、異なる提供者がいる場合、レビューごとに個別のレビューフォームを提供してください。

レビューのサマリー 及び 評価レポート全文への URL リンク

三井住友信託銀行（SMTB）は、1924 年に三井信託銀行、1925 年に住友信託銀行として創業した、三井住友トラスト・グループの中核企業。2012 年に住友信託銀行、中央三井信託銀行及び中央三井アセット信託銀行の 3 社が合併して発足した信託銀行である。SMTB が属している三井住友トラスト・グループは、国内最大の資産運用・管理グループであり、受託事業（資産運用・資産管理）を中心として業界トップクラスの事業規模を有する信託銀行グループである。

三井住友トラスト・グループは、気候変動問題に対して、「気候変動対応行動指針」を策定し、その中で、「2.商品・サービスの提供」にて、「金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努める」としている。同グループでは、気候変動問題に対して、信託の機能も活用して解決に貢献することを目指している。

今般の評価対象は、SMTB の銀行勘定の太陽光発電設備を運営している事業 SPC に対する貸付債権を裏付けとした信託受益権（本信託受益権）である。

SMTB は、銀行勘定で保有している事業 SPC に対する貸付債権を自行の信託勘定に自己信託を行う。受託者としての SMTB は銀行勘定に対して本信託受益権を交付し、SMTB は本信託受益権を投資家に譲渡する。

このスキームを通じて SMTB は投資家に対して ESG 投資の機会を提供する。本信託受益権の裏付けとなる SMTB から事業 SPC への貸付金は、事業 SPC が保有する太陽光発電プロジェクトの建設資金等として用いられる。

また、今回の対象プロジェクトは環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす可能性はないことも SMTB から確認している。以上から本評価対象の裏付け資産である本貸付金の資金使途は、CO2 排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。

加えて、JCR では、SMTB における本信託受益権の口座管理について、社内にて適切な方法にて管理されること及び内部管理の体制が整備されていることなどから管理運営体制及び透明性も高いことを確認した。

この結果、今般評価対象の信託受益権は、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」において“g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」において“m1”としたため、「総合評価」は“Green1”とした。本信託受益権は、グリーンボンド原則 及び環境省によるグリーンボンドガイドライン において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

評価レポート全文への URL リンクは以下をご参照。

<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>

セクション 3. レビューの詳細

レビュー者は、できる限り以下の情報を、コメントの枠を使用し、できる限り提供することが推奨される。

1. 資金使途

本項目に係るコメント欄:

- a. プロジェクトの環境改善効果について
- i. 資金使途の 100%が太陽光発電設備の建設に充当されるため、環境改善効果が高い
 - ii. 太陽光発電設備が予定通り完工・稼働する見込みが高いこと
 - iii. 資金使途は、ICMA のグリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、再生可能エネルギーに該当する
- b. 環境に対する負の影響について
評価の結果、環境への負の影響のある可能性はないと判断した。

GBP における資金使途の分類:

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 再生可能エネルギー | <input type="checkbox"/> エネルギー効率 |
| <input type="checkbox"/> 汚染防止及び管理 | <input type="checkbox"/> 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 |
| <input type="checkbox"/> 陸上及び水生生物の多様性の保全 | <input type="checkbox"/> クリーン輸送 |
| <input type="checkbox"/> 持続可能な水資源および廃水管理 | <input type="checkbox"/> 気候変動への対応 |
| <input type="checkbox"/> 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス | <input type="checkbox"/> グリーンビルディング |
| <input type="checkbox"/> 発行時点では明らかでなかったが、現時点において GBP 分類に該当することが予想される、または、まだ GBP 分類に含まれていないが適格グリーンプロジェクト分野と思われるもの | <input type="checkbox"/> その他 |

GBP 以外のタクソノミー(プロジェクト分類)を使用している場合はそれを特定すること。:

2. プロジェクトの評価と選定プロセス

本項目に係るコメント欄:

SMTB は、資金使途について、明確な環境面での目標、プロジェクトの選定基準およびプロセスを定めている。

当該事項は、JCR による評価レポートの中で開示されている。

評価と選定

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 発行体の環境面での持続可能性に係る目標が定められている | <input checked="" type="checkbox"/> 対象事業が選定基準分類に適合していることを決定するプロセスが文書化されている |
| <input checked="" type="checkbox"/> グリーンボンドの資金使途としての適格プロジェクト基準が定義され、透明性が確保されている | <input checked="" type="checkbox"/> 事業実施に伴う ESG リスクの可能性が特定され、管理されるプロセスが文書化されている |
| <input checked="" type="checkbox"/> 事業の評価と選定基準の概要が公表されている | <input type="checkbox"/> その他 |

責任及びアカウンタビリティに係る情報

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 評価・選定基準は外部からのアドバイスマたは検証を受けている | <input checked="" type="checkbox"/> 社内で評価している |
| <input type="checkbox"/> その他 | |

3. 調達資金の管理

本項目に係るコメント欄:

評価対象である信託受益権の裏付けとなる貸付債権の資金は、全額事業 SPC による太陽光発電設備の建設資金等として充当される予定であり、これ以外の目的に充当される予定はない。

本受託者である SMTB は信託受益権の発行代わり金を事業 SPC への貸出に速やかに充当し、事業 SPC は SMTB との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、各貸付（3 回）が行われると速やかに太陽光発電設備の建設資金等に充当することが予定されているため、未充当資金は発生しない予定である。

調達資金の追跡管理:

- グリーンボンドの調達資金は分別管理され、または適切な方法で発行体によって追跡管理されている。
- 未充当資金の一時的運用方法について、開示されている。
- その他

追加開示事項:

- 新規投資への充当のみ
- 既存・新規投資両方への充当
- 個別の支出に充当
- ポートフォリオベースの支出に充当
- 未充当資金のポートフォリオバランスを開示
- その他
- 既存投資への充当のみ

4. レポーティング

本項目に係るコメント欄:

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本信託受益権の裏付資産となる貸付債権については、事業 SPC は各貸付が行われると直ちに太陽光発電施設の建設等のために充当するため、未充当資金に係る期中のレポーティングは現在のところ想定されない。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

SMTB は、ESG/CSR レポートの中で CO2 による環境改善効果を開示する予定であるとともに、年に 1 度行われる JCR による第三者レビューを通じて、レポーティングの状況の正確性について確認を受ける予定である。

資金使途のレポーティング:

- 個別プロジェクト・ベース
- プロジェクトのポートフォリオ・ベース
- 個別債券への紐づけ
- その他

レポーティング情報:

- 充当金額
- 総投資額に占めるグリーンボンドによる資金充当の割合
- その他:

頻度:

- 年に一度
- 半年に一度
- その他:

インパクトレポーティング:

- 個別プロジェクト・ベース
 個別債券への紐づけ
- プロジェクトのポートフォリオ・ベース
 その他

頻度:

- 年に一度
 その他
- 半年に一度

レポーティング情報（理論値または実績値）:

- GHG 排出量 / 削減量
 エネルギー削減量
- 水使用削減量
 その他 ESG 指標

開示方法

- 財務諸表における公表
 アドホック（非定期）刊行物における公表
 レポーティングの外部レビュー
資金充当状況及びインパクトレポーティングが外部レビュー対象
- サステナビリティレポートにおける公表
 その他:

有用なリンク

三井住友信託銀行株式会社の CSR に係る取り組み
JCR のグリーンボンド評価手法

<https://www.smb.jp/csr/>

<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>

外部レビューを受けた場合、その種類

- セカンド・オピニオン
 検証
 その他
- 認証
 スコアリング/格付け

レビュー提供者: 株式会社 日本格付研究所

公表日: 2018 年 9 月 28 日

ABOUT ROLE(S) OF INDEPENDENT REVIEW PROVIDERS AS DEFINED BY THE GBP

1. **Second Party Opinion:** An institution with environmental expertise, that is independent from the issuer may issue a Second Party Opinion. The institution should be independent from the issuer's adviser for its Green Bond framework, or appropriate procedures, such as information barriers, will have been implemented within the institution to ensure the independence of the Second Party Opinion. It normally entails an assessment of the alignment with the Green Bond Principles. In particular, it can include an assessment of the issuer's overarching objectives, strategy, policy and/or processes relating to environmental sustainability, and an evaluation of the environmental features of the type of projects intended for the Use of Proceeds.
2. **Verification:** An issuer can obtain independent verification against a designated set of criteria, typically pertaining to business processes and/or environmental criteria. Verification may focus on alignment with internal or external standards or claims made by the issuer. Also, evaluation of the environmentally sustainable features of underlying assets may be termed verification and may reference external criteria. Assurance or attestation regarding an issuer's internal tracking method for use of proceeds, allocation of funds from Green Bond proceeds, statement of environmental impact or alignment of reporting with the GBP, may also be termed verification.
3. **Certification:** An issuer can have its Green Bond or associated Green Bond framework or Use of Proceeds certified against a recognised external green standard or label. A standard or label defines specific criteria, and alignment with such criteria is normally tested by qualified, accredited third parties, which may verify consistency with the certification criteria.
4. **Green Bond Scoring/Rating:** An issuer can have its Green Bond, associated Green Bond framework or a key feature such as Use of Proceeds evaluated or assessed by qualified third parties, such as specialised research providers or rating agencies, according to an established scoring/rating methodology. The output may include a focus on environmental performance data, the process relative to the GBP, or another benchmark, such as a 2-degree climate change scenario. Such scoring/rating is distinct from credit ratings, which may nonetheless reflect material environmental risks.